

富良野市新規就業移住支援金等交付事業 Q&A

(定義)

| | |
|----|--|
| Q1 | 中小企業者等には、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会議所、商工会は含まれるか。 |
| A1 | 含まれます。ただし、市内において主たる事務所があり、しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載されていることが必要です。 |
| Q2 | 中小企業者等には、地域おこし協力隊は含まれるか。 |
| A2 | 含まれません。地域おこし協力隊は対象外となります。 |

(移住要件)

| | |
|----|---|
| Q3 | 富良野市に転出する直前の期間を「23 ヶ月」としているのはなぜか。 |
| A3 | 転入・転出を繰り返しての不正申請を防ぐため、一定の市外在住期間を設けており、その基準を短期大学・専門学校等の就学期間である概ね2年間としています。卒業後就職する場合は新年度4月から入社することが多く、その場合3月中に引っ越しすることが想定されるため、「23 ヶ月」としています。 |

(対象者要件)

| | |
|----|--|
| Q4 | 支給要件の就業に関する要件に「富良野市内にある中小企業者等に就職していること」とあるが、新規創業やフリーランス、テレワーカー移住は支給対象となるか。 |
| A4 | 支給対象となりません。本制度は、富良野市内の中小企業者等における人手不足の解消を主な目的とし、そのための移住を後押しする制度であるため、市内事業所へ就職しない移住を支援する制度ではありません。 |
| Q5 | 移住元において高校生や大学生等であった者でも、対象となり得るのか。 |
| A5 | なり得ます。また、富良野市から住民票を移さずに通学した後、令和6年(2024年)1月1日以降に富良野市内へ転居しており、書面等によりそれを確認できる場合(以下「Uターン」という。)も、その他の要件を満たしていれば対象となり得ます。 |
| Q6 | 住民票を移さずに大学生等へ進学したが中退し、アルバイト等をして富良野市外で23 ヶ月以上生活していた場合であっても、対象となり得るのか。 |
| A6 | アルバイト等をしていたことを書面等により確認できる場合は、対象になり得ます。なお、労働基準法第22条1項より、会社側は、使用期間、業務の種類、その事業における地位に関わらず労働者からの請求によって退職時等の証明書を発行する義務があるため、これを請求し提出してください。 |
| Q7 | 雇用契約後に富良野市へ移住しても支給対象となるか。 |
| A7 | 移住と雇用契約(就業)の順序は問わず、しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載された後の令和6年1月1日以降にその企業で就業し、かつ令和6年1月1日以降に富良野沿線地域以外の市区町村から転入しており、転入から1年以内の申請であれば支給対象になります。 |

| | |
|----|--|
| Q8 | しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」ではない求人募集を見て就業した場合、支給対象となるか。 |
| A8 | その求人の応募日より前に、しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載されていれば支給対象となります。 |

| | |
|----|--|
| Q9 | しごと提供情報サイト「フラノジョブスタイル」に企業情報または求人情報が掲載されていない企業へ就業した場合、または、採用後に当該サイトへ情報が掲載された場合は、支給の対象となるか。 |
| A9 | 支給対象となりません。支援金の対象となるためには、例えば移住希望者による企業への採用面接の申込み等、応募をした日が、サイトに掲載された後である必要があります。なお応募の時期については、サイト掲載時期と比較して対象の可否を判断します。 |

| | |
|-----|--|
| Q10 | 雇用保険の適用事業主であることの確認はどのように行うのか。 |
| A10 | 厚生労働省ホームページにおいて確認が可能です。 (https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm) |

| | |
|-----|--------------------------------------|
| Q11 | 対象就業先の要件にある「官公庁等でないこと」の「等」には何が含まれるか。 |
| A11 | 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人が含まれます。 |

| | |
|-----|---|
| Q12 | 本社が市外にある市内事業所に就職した場合は支給対象となるか。 |
| A12 | 市内事業所が支店登記されており、勤務先の人事異動等により将来富良野市外へ転出する見込みがない場合は支給対象となります。なお、雇い主の都合により市外から市内事業所への異動により転入した場合は、転勤とみなし支給対象とはなりません。 |

| | |
|-----|---|
| Q13 | 単身で移住した後、一定期間経過して、世帯を構成する家族が同じ住居に移住した場合、世帯の金額が支給されるか。 |
| A13 | 申請時の状況により支給金額を決定します。申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住が完了していれば世帯の金額を支給します。なお世帯の金額支給に際して、申請時に世帯全員が転入から1年以内である必要がある点にご注意ください。また、同一世帯に属する者が支援金等を複数回申請することは原則認められません。 |

| | |
|-----|---|
| Q14 | 世帯に関する要件に「申請者を含む全ての世帯員が、転入前及び申請時点において同一世帯に属している」とあるが、Uターンや婚姻等により移住する場合で、元々市内に1年以上在住している者と同一世帯となる場合、支援金の対象になるか。 |
| A14 | 同一世帯となる元々市内に在住している者が本支援金等の支給を受けていない場合や、支給されていたとしても、その者と移住者が夫婦または親子関係にない場合（例えば兄弟、姉妹など）で市長が対象になり得ると認めた場合に限り、支援金の支給対象とします。なお、この際の支援金の金額は、移住前の状況を勘案し市長が決定します。 |

(申請)

| | |
|-----|---|
| Q15 | 支給要件である就業及び在住の継続や税情報について申請後の確認はどのように行うのか。 |
| A15 | 申請時の同意に基づき、富良野市が就業先等への調査・確認を行い、合わせて住民票や税情報の確認も行います。 |

(返還)

| | |
|-----|--|
| Q16 | 支援金等の返還の取扱いに「支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合」とあるが、1年以内に離職して、再就職した場合（またはその予定）の取扱いはどうか。 |
| A16 | 本支援金は、富良野市内の事業所において将来富良野市を支える人手不足の解消及び移住・定住の促進を目的とした制度であるため、離職した場合は支援金等の対象となりません。ただし、離職後概ね3ヵ月以内に支給要件を満たす別の市内企業へ再就職していることが確認できた場合は、対象となる場合があります。なお、加算対象となる事業所への就職か否かによって支給金額の変更や返還が生じる場合があります。 |
| Q17 | 支援金の申請者が、支援対象である市内事業所に在職したまま、他の都道府県や他の市区町村での勤務（一時的な勤務、転勤・出向）がある場合、対象となるか。 |
| A17 | 他の都道府県や他の市区町村で勤務する場合であっても、一定期間の研修等の場合には、以下の要件を満たす場合に限り対象となり、「転出前の就業先で勤務を再開していること」を確認した後に支給します。 <ul style="list-style-type: none">・期間中に住民票の移動がなかったこと。・就業先により発行された、「他の市区町村に転出する期間が1年以内であったこと」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務を再開していること」を証する書類を提出すること。 なお、特別な事情により上記を満たすことができない場合は、予めご相談ください。 |
| Q18 | 支援金を受給した場合、確定申告は必要となるか。 |
| A18 | 受給した支援金は所得税法（昭和40年法律第33号）の第34条に規定される「一時所得」として取り扱われます。受給金額やご自身の収入状況により、確定申告の必要が生じますのでご注意ください。（確定申告にかかる相談は最寄りの税務署へお願いします。） |